

## J A兵庫南ゴルフサークル「ホワ～!!みんず」規約

(目的)

### 第1条

①このサークルの規約はJ A兵庫南ゴルフサークル「ホワ～!!みんず」の運営を目的とする。

(会員)

### 第2条

①このサークルのメンバーはJ A兵庫南(以下「J A」という)管内の組合員および組合員家族で構成する。

②2年間出席のない方は、継続の意思を申し出た場合を除き「退会」とし、再入会は妨げない。

(活動)

### 第3条

①このサークルはゴルフを楽しむとともに、メンバーとの親睦を深め、健康増進と生きがいを追求するためコンペを原則として年4回、平日に開催する。

②この会の年度は6月から翌年5月までとする。

③競技規則等は別途定める。

④会の運営に支障を来す行為(金銭の授受や著しいマナー違反)はしてはならない。

⑤このサークルは清掃活動などの地域貢献活動や組合員同士の絆を深めるふれあい活動への参画も将来的にめざす。

(総会)

### 第4条

①このサークルは原則として毎年6月の競技日に総会を開催する。

②総会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 1 競技計画
- 2 会計報告
- 3 世話人の選任
- 4 各回の優勝者の発表
- 5 その他運営に関する事項

(世話人)

### 第5条

①このサークルは世話人として代表1名、副代表3名を置く。

②世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運営費)

第6条

- ①このサークルの運営費(賞品等)は、会員の参加費とJAの負担金をもって充てる。
- ②年会費は、徴収しない。
- ③参加費は、1,000円とする。また、プレーフィー、飲食代は会員の自己負担とする。
- ④運営費に係るJAの負担金は、会員の参加費の総額以内とする。

(賞品)

第7条

- ①賞品は、優勝、2位、3位、5位、7位、10位、以降5位ごと、ブービー賞、ベスグロ賞、ニアピン賞(全ショートホール)に設定する。また、「当日賞」など、適宜設定する。
- ②上記順位の方には、旬の特産品等を賞品として贈呈する。
- ③表彰は賞品の発送を持って代える。
- ④優勝者にはレプリカを進呈する。

(その他)

第8条

- ①この規約に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。
- ②この規約の改廃は、総会で行うが軽微な変更は世話人に一任する。
- ③このサークルの事務局は、JA兵庫南ふれあい広報課に置く。

附則 この要領は平成30年4月26日から施行する。

附則 平成30年6月27日 第2条、第6条、第7条改正。

附則 令和元年6月20日 第4条、第6条、第7条改正。

附則 令和2年6月4日 第2条改正。第6条改正。

附則 令和4年6月7日 第2条、第3条、第5条、第7条改正。

附則 令和5年6月6日 第2条、第3条、第6条、第7条改正。